

10月から市の窓口や公共施設での手数料等の 支払いにキャッシュレス決済を導入します

竹原市では、市民の利便性の向上と感染症対策として、市役所の窓口や公共施設の一部での手数料、使用料などの支払いに、QRコード決済などのキャッシュレス決済を導入します。

利用開始日 令和3年10月1日(金)

取扱い窓口等

窓口・施設		対象内容	利用できる決済サービス
市役所本庁	市民課市民係	証明書発行手数料	【クレジットカード】 VISA, JCB, Mastercard など 【電子マネー】 ICOCA など交通系・iD など 【QRコード決済】 PayPay・LINE Pay・au PAY など
	税務課	閲覧手数料ほか	
	市民課生活環境係	犬の登録手数料ほか	
	総務課	コピー機使用料	
	文化生涯学習課	市刊行物の販売料	
忠海支所		証明書発行手数料	【QRコード決済】 PayPay, LINE Pay
保健センター		料理教室参加料	
休日診療所		施設使用料	
町並み保存センター		市刊行物の販売料	

利用方法等

- 各窓口にご利用可能なキャッシュレス決済の種類をお示しします。
支払いの際に「キャッシュレス決済を希望する」と伝えていただき、クレジットカードやスマートフォンを提示してください。
- キャッシュレス決済による手数料の負担等はありません。
- 領収証書は発行されませんので、領収書が必要な場合は現金でお支払いください。

問い合わせ

会計課 出納用度係 担当：堀本・宮地

T E L 0846-22-7752 F A X 0846-22-8579